

前文

基本的性格

1999年(平成11年)6月に男女共同参画社会基本法が施行され、岸和田市においてもこれに対応した新しい女性プランの策定が必要になりました。これはまた、女性をめぐる最近の状況が世界的にいちじるしく進展したことにも対応しようとするものです。

このプランは、1992年度(平成4年度)から2000年度(平成12年度)にかけて推進されてきた「きしわだ女性プラン」(第1期)を継承、発展させるものです。第1期プランの推進状況をふましつつ、真に男女平等な社会を実現するための総合的な計画として、市が実施すべき施策の基本的な方向や具体的内容を示すものです。

1998年度(平成10年度)に設置された女性問題市民懇話会において第1期プランの推進状況が検討され、そこでの提言を受ける形で2000年度(平成12年度)に市民と学識経験者からなるきしわだ女性プラン検討委員会が組織されました。検討委員会には関連部局として市職員も参加し、その議論、提案を受けて今期のプランが作成されたものです。

プランの位置づけ

第3次岸和田市総合計画は、2010年度を目標に、基本理念「人間尊重と環境保全」にそって将来都市像「人がいき、地域が輝くまち・岸和田」を実現するために行政が目指すべき基本的な施策を明らかにし、総合的かつ体系的に事業を推進するための計画であります。その中で、男女平等参画社会の実現をめざす施策の基本的方向は、「人権の尊重」の中の「男女共同参画社会の実現」の項目に示されていますが、今回のプランはこの趣旨にそって施策を具体化するものです。また、市が策定したほかの計画との整合性をもはかりながら推進するものとします。

基本理念

男女共同参画社会基本法第二条第一号では、「男女共同参画社会」が次のように定義されています。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」。

本プランはこの定義に対応し、さらに市の行政の特色をふまえ、市民の意見を考慮しつつ、男女が平等かつ対等に参画しうる社会の実現を目指すものです。

1.女性の人権の尊重

日本国憲法第十四条で、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とうたわれています。これがわが国における男女平等の法的根拠です。しかし、理念として平等であっても、現実においてはなかなか男女平等が達成されませんでした。その実現を目指すために、国、都道府県、市町村の行政のすべての水準において必要な施策の計画をたてるのが「女性プラン」(女性政策の行動計画)です。

また、国際連合において締結され、わが国でも国会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という名称で批准された条約では、女性の人権、平等とは何かが明らかにされ、あらゆる形の女性差別の撤廃を定めています。この条約を準備し、また締結後はその内容的な充実をはかるために開かれた数次にわたる世界女性会議で、そのつど、従来見逃されて来た問題をさらに深く取り上げてきました。たとえば1995年の第4回世界女性会議では、女性への暴力の問題が大きく取り上げられ、また性と生殖に関する健康・権利の重要性が認識され、これらに関わる女性の権利は基本的人権そのものであることが確認されています。

岸和田市でも、女性が一人の人間として尊重され、自らの意志に基づいて生き方を決めることができる社会が作られるよう、またそのことの認識がすべての人々に行きわたるようにすることが重要です。女性に対するあらゆる形態の差別がなくなり、女性に対する暴力が根絶され、女性の人権が尊重される社会を目指します。

2.社会における男女平等参画づくり

現在の社会システムは基本的に男性主導のものとなっています。そのため性別役割が固定され、男性中心の社会通念、慣習、慣行が持続しています。

しかし、女性が女性であるゆえにさまざまな不利益を受ける社会は、男性にとっても生きにくい社会なのです。企業社会の歯車として職場の仕事しかしてこなかった男性は、家事を中心とした家庭生活から疎外され、自分の生活に必要な家事を行なうこともできず、地域社会とのつながりも希薄になって、人間的な余裕と広がりも失っていきます。他方、そのような男性中心の社会が女性の社会参画を阻むという循環が、女性にとっても男性にとっても生きにくい社会を形成しています。

女性が職場、地域社会などあらゆる分野に男性と対等、平等に参画し、男性が家庭責任等を女性と対等、平等に担うことが人間らしい社会を作るために大切なのです。

3.男女平等に向けての意識変革

女性と男性の関係において、男性を主とし女性を従とするのが当然と思っている人がまだ

まだ多く、社会通念や個々人の意識においても男女平等は定着しているとは言えません。長い年月をかけて形づくられた社会通念や意識を変えるには、根気よく長い努力が必要です。

「男らしさ」「女らしさ」の理念は社会的、文化的な伝統によって作られたものであるにもかかわらず、生得的なものであるかのように錯覚されることがあります。性の違いによって人間のあり方を決めようとするのは、性差別にほかなりません。そのような性意識はこれまでの男性主導社会によって作られたものであることを認識し、変えていく必要があります。

4.多様化する社会への対応

女性の自立、社会参画の意欲は急速に進展しています。女性たちはそれに応じて社会の伝統的な枠組みを越え、多様な生き方をするようになってきています。その結果、家族形態も多様化するなど、社会のさまざまな側面が動きはじめています。また逆に、多様化の動きを進めることが女性の自立、社会参画を支援することにもなります。

また、少子化は多くの女性が単に子どもを生み、育てるだけが女性の一生ではないという自覚を持つようになったことの表現であるとともに、積極的に社会参画を志す女性にとって子育てが困難であることの表現でもあります。他方、直接女性差別の問題に原因があるわけではないけれども重大な社会の変化もさまざまに生じてきています。高齢化はその一つの例ですが、それがまた女性の生き方に大きな影響を及ぼすものとなっています。この多様化する社会の中であって、必要な多様化は更に推進し、女性たちの多様な生き方を支援することが重要な課題となります。また、多様な生き方を支えるための生涯学習の機会、あるいは女性たちの多様な生き方を理解する意識変革のための学習機会の提供も重要となります。

5.市民、関係各機関との協力

プラン推進の責任は市にあります。しかしまた、社会全体を男女平等な場所にしていくことは行政の力だけではできません。広く市民、事業者、関係団体などの協力が必要です。そのためにもまずプランの推進に際して常に市民の意見に耳を傾ける姿勢を保ってまいります。

また、国、府、関係機関などとの連携を強め、社会のあらゆる分野において男女平等参画社会を実現するための施策を推進します。